

ローカル・マニフェストの導入に向けた公職選挙法の改正を求める意見書

ローカル・マニフェストは、責任ある政治主導体制と実行力ある地方自治体をつくり上げるための必要条件である。地方選挙においては、平成15年4月の統一地方選挙で、ローカル・マニフェストを掲げる首長候補者が当選して以来、急速に全国に拡大している。

公職選挙法は平成15年秋に改正され、国政選挙においては、マニフェストの頒布が一定の条件のもとで可能となり、国民にとってマニフェストが身近なものとなった。ただし、首長及び地方議員選挙では、ローカル・マニフェストの頒布に多くの制約があり、マニフェスト型選挙実現の妨げとなっている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、真のローカル・マニフェスト型選挙を定着させるため、下記内容の公職選挙法の改正を早急に行うよう、強く要望する。

記

- 1 有権者がマニフェストを入手しやすくなるよう、告示前後を問わず、選挙事務所、演説会場、街頭演説の場所、公開討論会会場等でのローカル・マニフェストの頒布を可能にすること。
- 2 ローカル・マニフェストに、候補者名、候補者の写真、選挙名の掲載を可能にすること。
- 3 ローカル・マニフェストを、インターネット環境を活用した公開ができるようにすること。また、告示後もインターネット環境の更新を可能とすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年9月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司